

第53回 学長選考会議議事概要

- 1 日 時 平成29年5月11日（木） 13時57分～15時18分
- 2 場 所 新潟大学駅南キャンパス ときめいと 講義室B
- 3 出席者 大崎委員，神保委員，石委員，高橋委員，敦井委員，永井委員，
松尾委員，牛木委員，鈴木委員，那波委員 以上10名
（オブザーバー出席：田代監事）
（事務局陪席：清廣総務部長，荒井総務課長）

4 議事概要の確認

第52回学長選考会議議事概要が確認され，承認された。

5 議事

(1) 国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の一部改正について

国立大学法人新潟大学学長選考基準細目の別表第1及び別表第2について，関係諸規程の改正等に伴い整理する必要が生じたため，修正案について審議し，承認した。

(2) 学長在任3年間の業績評価について

国立大学法人新潟大学学長選考会議規則第2条第3項の規定に基づく「学長在任3年間の業績評価」について，評価に関する各種資料を参考に，学長選考会議がこれまでに行ってきた『関係者（理事から）の説明』聴取，『監事の意見』伺い，『学長との面談』の実施及び『総括審議』において各委員から出された種々の意見等を基に審議し，学長選考会議としては，別添1のと通りの評価結果を承認した。

なお，評価結果については，教育研究評議会及び経営協議会に送付するとともに，学長本人にも送付することとした。

(3) 学長選考基準10に定める再任の特例について

国立大学法人新潟大学学長選考基準10に定める再任の特例について，現学長に適用するか，適用しないかを審議し，学長選考会議としては，「適用する」との結論で承認した。

なお，再任の特例の適用に当たっては，教育研究評議会及び経営協議会の同意が必要なため，別添2及び別添3のとおり両会議に文書を送付することとした。

(4) 学長選考の今後の進め方について

学長選考の今後の進め方について，審議した。

平成 29 年 5 月 11 日
新潟大学学長選考会議

新潟大学学長在任 3 年間の業績評価

新潟大学学長選考会議は、国立大学法人新潟大学学長選考会議規則第 2 条第 3 項に基づき、高橋姿学長の就任後 3 年間の業績評価を行った。評価結果は、以下の通りである。

1 中期目標・計画の策定

高橋学長が、法人第 3 期の目標・計画に向けて、新潟大学を日本海側における環東アジアの中心的教育研究拠点と位置づけ、教育・研究・国際交流を発展させ、地域社会に貢献する方向性を明確にしたことは、高く評価できる。

この方向性を基本として、運営費交付金重点支援 3 類型から「地域貢献とともに、強み・特色のある分野で世界的ないし全国的な教育研究を推進する」類型を選択し、「学位プログラムの改革を中核とした教学システム改革」、「環東アジア地域教育研究拠点形成と地域社会への還元システムの構築」及び「健康長寿と安全・安心社会の未来科学創生に向けた超域研究ネットワークの形成」を機能強化の柱として、中期計画に具体的取り組みを盛り込んだことも適切な方策と思われる。

その成果は今後待つところが大きいですが、高橋学長のリーダーシップにより、新潟大学が、前学長在任時の医療装置導入に関わる不祥事に起因する停滞期を脱して、刷新・改革へと積極的な取り組みを推進しつつあることは、高く評価したい。

2 教育組織の再編成

機能強化の取り組みにおいては、教学システム改革がもっとも進んでいるが、なかでも教育組織の再編成が重要な意義を持つ。

特に理学部、工学部、農学部の自然科学系 3 学部について、それぞれ 1 学科制への移行を決定したことは、従来の学科の枠にとらわれず、社会、学生のニーズに即した教育プログラムの編成を容易にする措置として評価できる。また、「創生学部」の開設も学生の主体性を活かす新たな取り組みとして期待できる。

教育学部新課程の廃止に伴う学生定員の減少を、既存学部及び創生学部に振り向けて、学生定員総数を微減に抑えたことも、適切な措置と思われる。ただし、実務法学研究科と教育学部新課程の廃止に伴う人員の再配置について可視的に示されていないことは、教育組織再編の意義を減殺するおそれがある。

3 教員人事の凍結

運営費交付金の減額が続く中、国家公務員に準じた職員給与改善等の必要財源の確保に迫られ、「教員定員配置に関する短期的取扱い（大学セグメント）」として退職ポストの不補充等新規採用の原則凍結を行ったが、この措置に対して学内から批判が寄せられている。

人事凍結は非常手段であり、平時には考えられない措置であるが、前学長在任時に運営

費交付金減額に対して有効な対策がとられていなかったこと、学長就任後新潟が新たに地域手当対象地となったこと、他の国立大学法人においても人件費抑制のための種々の措置が講じられていることなどを勘案すると、やむを得なかった措置と思われる。今後適切な教員配置方式を策定して人事凍結を早期に解除するとともに、外部資金の導入等財源確保のための努力を一層強化することを、強く望みたい。

4 総括

以上主要事項について評価したが、その他の事項についても、残された課題は多いが、おおむね適切な運営がなされたと認められる。新潟大学が置かれている困難な状況を勘案すると、総合的に見て、高橋学長は優れた業績を上げられたものと判断する。

平成 29 年 5 月 11 日

教育研究評議会 殿

学長選考会議

学長選考再任特例の適用について

学長選考会議は、9 ヶ月以内に高橋姿学長の任期が満了いたしますので、国立大学法人新潟大学学長選考基準（以下「選考基準」と略称する）2 の一に基づき、次期学長の選考を開始することといたしました。

当選考会議としましては、別にお知らせした業績評価のとおり、高橋姿学長在任 3 年間の業績は、新潟大学が置かれた困難な状況を勘案すると、総合的に見て優れていること、および第 3 期中期計画の諸事業が軌道に乗りつつある段階にあることを考慮し、選考基準 10 に規定する再任の特例を適用し、高橋姿学長を学長選考候補者とすることが適切であると判断いたしました。

つきましては、このたびの学長選考に選考基準 10 に規定する再任の特例を適用することについて、貴評議会のご同意がいただけるかお伺いいたします。5 月 31 日（水）までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、再任の特例の適用は、常勤教員 30 人以上の連署による学長選考候補者の推薦を妨げるものではありません。

参考 選考基準 10 再任の特例

学長選考会議は、学長就任後 3 年を経過したとき、別に定めるところにより学長在任 3 年間の業績を評価する。評価結果が優れており、かつ、学長に再任の意思がある場合には、教育研究評議会及び経営協議会の同意を得て、学長を学長選考候補者とすることができる。この場合、4（1）の推薦手続き及び 7 の学内の意向投票は行わないこととする。ただし、4（2）による学長選考候補者の推薦がなされた場合には、学内の意向投票を実施する。

平成 29 年 5 月 11 日

経営協議会 殿

学長選考会議

学長選考再任特例の適用について

学長選考会議は、9 ヶ月以内に高橋姿学長の任期が満了いたしますので、国立大学法人新潟大学学長選考基準（以下「選考基準」と略称する）2 の一に基づき、次期学長の選考を開始することといたしました。

当選考会議としましては、別にお知らせした業績評価のとおり、高橋姿学長在任3年間の業績は、新潟大学が置かれた困難な状況を勘案すると、総合的に見て優れていること、および第3期中期計画の諸事業が軌道に乗りつつある段階にあることを考慮し、選考基準10に規定する再任の特例を適用し、高橋姿学長を学長選考候補者とすることが適切であると判断いたしました。

つきましては、このたびの学長選考に選考基準10に規定する再任の特例を適用することについて、貴協議会のご同意がいただけるかお伺いいたします。5月31日（水）までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、再任の特例の適用は、常勤教員30人以上の連署による学長選考候補者の推薦を妨げるものではありません。

参考 選考基準10 再任の特例

学長選考会議は、学長就任後3年を経過したとき、別に定めるところにより学長在任3年間の業績を評価する。評価結果が優れており、かつ、学長に再任の意思がある場合には、教育研究評議会及び経営協議会の同意を得て、学長を学長選考候補者とすることができる。この場合、4（1）の推薦手続き及び7の学内の意向投票は行わないこととする。ただし、4（2）による学長選考候補者の推薦がなされた場合には、学内の意向投票を実施する。